

第102号議案

足立区立区民保養所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成18年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区立区民保養所条例の一部を改正する条例

足立区立区民保養所条例（昭和49年足立区条例第49号）の一部を
次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区立湯河原区民保養所

位置 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字橋上614番地

第6条第3項中「湯河原区民保養所及び那須区民保養所」を「保養所」
に改める。

第7条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（提案理由）

那須区民保養所を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたし
ます。